

# 「邪推」の解雇でも有効？

## 福井信金公益通報者解雇事件

2016年2月に福井信金に合併された旧武生信金では、経営者による大口の不正融資が隠蔽され、「このままでは信金が大変なことになってしまう」と、公益通報を目的とした経営者の社内メールにアクセスした組合役員2人が、報復的な懲戒解雇処分を受けました。

### 福井銀行出身の歴代理事長 による経営の私物化

武生信金では長きにわたり、福井銀行出身の平山氏が理事長に座り、地元誌に疑惑が報道されて以降、交代した坂井理事長も福井銀行時代、平山氏の部下として働いた人物でした。信金の役職員を見下し、アゴでコキ使うような「恐怖支配」の職場のもとで、社内のコンプライアンス統括担当役員自ら関与した不正融資を、内部通報などできるはずがないのは、誰の目にも明らかです。

一審・二審で裁判所が、公益通報目的があったのなら経営者に「堂々と伝えればよい」などと判断するのは、労働者の置かれている立場や職場実態を全く無視したものです。

解雇を正当化するはずの刑事告訴も「不起訴」となり、「信金に損害を与える目的でプリントアウトした文書を外部に流出させた結果、雑誌に数回にわたって信金に関する醜聞記事を掲載させた」という刑事告訴の理由が、全く理由のない「邪推」に他ならないことも明らかになっています。

### 懲戒解雇正当化のための 刑事告訴も不起訴に

金融機関では、金銭の横領など不正行為で懲戒解雇を行う際にも、「全額弁済」などがあった場合には刑事告訴を見送るケースが多く、刑事告訴を行う場合でも、慎重な検討を重ね、本人の将来や金融機関の信用なども考慮して行われているため、金融機関が刑事告訴をして不起訴になるケースなどほとんどありません。

旧武生信金は、「刑事告訴」を先行させて、職場に「懲戒解雇されても当然」であるかのような印象を与えるような、あべこべの手法をとったうえ、懲戒解雇後に刑事告訴が不起訴になっているにもかかわらず、

撤回しようとしていません。

裁判所も、解雇理由がもはや完全になくなっていくのに、解雇無効を求める労働者の請求を「全て」棄却しているのは、「解雇有効」という結論ありき以外の何物でもありません。

「邪推」によって、刑事告訴・懲戒解雇され、著しく名誉を傷つけられたのは、労働者の方です。



最高裁前で福井信金争議団の旗を並べ  
定例の宣伝行動（17年1月13日）

### 不正告発者の懲戒解雇を断罪 (静岡地裁)

1月20日、静岡地裁は、補助金の不正受給を告発した労働者を懲戒解雇した常葉短期大学に対して、解雇は無効だとして職場復帰を求める判決を出しています。

公益通報者保護法の見直しともあいまって、企業の不正をただす公益通報者の保護は、もはや強い社会的要請となっています。

内部告発であろうと公益通報であろうと、いずれにしても報復的な懲戒解雇処分を強行するような旧武生信金を引き継いだ福井信金には「負の遺産」を一掃することが強く求められており、最高裁が下級審の異常な判断を公正に見直してもらえるよう皆様のご支援よろしくお願いします。

### 全国金融労働組合連合会(金融労連)

本 部 東京都千代田区平河町1-9-9-402 電話03(3230)8415

西日本事務所 大阪市中央区道修町3-3-10-601 電話06(6223)0772

(2017年2月)